

平成28年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成28年7月27日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
委員出席状況	1	村田 憲一郎	出席	10	小林 輝男	出席
	2	加藤 和子	出席	11	中野 治雄	出席
	3	森谷 進	出席	12	金子 良雄	出席
	4	横手 澄男	出席	13	島村 実	出席
	5	関根 一	出席	14	横手 稔	出席
	6	嶋村 征夫	出席	15	村田 肇	出席
	7	嶋河 のり子	出席	16	長谷川 太一	出席
	8	天野 勇	出席	17	梅澤 三子	出席
	9	島村 芳孝	出席			

議事関係出席者	
事務局	事務局長 国分 央 主任 横手 康雄 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事日程	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第25号 農地法第5条の規定による計画変更申請について
日程第6	議案第26号 別段の面積の設定について
日程第7	専決処分の報告について
その他	

会 議 状 況

議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、15番、1番にお願いいたします。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。</p>
事務局 議 長 12番	<p>事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当、12番、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>7月24日に現地確認を行いました。申請地はニチバン埼玉工場の信号を南に進み、左に曲がったところに位置します。現地はトラクターで耕運している状況でした。申請人に伺ったところ、トラクター2台、小型の耕耘機を所有しているとのことでした。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
議 長 事務局 議 長 6番	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当、6番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>7月23日に現地確認を行いました。申請地はベイシア電気の信号を左に曲がり、東洋水産入口の左側にあります。現地は栗畑となっており、50cmから1.2mくらいの雑草が生えていました。</p>
議 長 17番	<p>17番、申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>7月24日に自宅に伺いました。申請人はトラクター1台、軽トラック、ハンマーナイフ、管理機2台を所有しております。自家消費用の野菜を栽培しており、栗の営農意欲がありました。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>

議 長	<p>日程第3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。</p>
事務局 議 長 事務局	<p>それでは事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請地および申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は当初5条申請で許可を受けた計画を変更し、その承認を6月に受けたものであり、土地名義が自己の所有となっていることから4条申請の提出に至っております。今回の計画は敷地拡張する土地に居住スペースを確保するための離れを建築するものです。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。</p>
議 長 事務局 議 長 事務局	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は無職です。当該申請地は巾着田の周辺に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればと思い計画をしたものです。現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響がないと思われることなどから、一時転用後、農地に復元されることが見込まれるため、許可相当と考えます。</p>
議 長 8番 事務局	<p>質疑がありましたらお願いします。 一時転用期間が2ヶ月となっているが、いつからですか。 9月1日から2ヶ月間となっています。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。</p>
議 長	<p>次の議案ですが、他に申請人の同じ議案が2件ございます。関連がありますので、3件同時に説明をしたいと思いますが、よろしいですか。</p>

<p>委員 議長 事務局 議長 事務局</p>	<p>はい 事務局より3番から朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は市内で内科をはじめとする診療所を運営する医療法人です。 平成27年から駐車場用地を確保するため、栗坪220番2の土地を転用許可を受け敷地拡張を進めていましたが、既存駐車場敷地に新たに透析病棟を建築することになったことから、さらなる駐車場用地を確保することが必要となり、近隣地権者との調整を行っていました。その中、栗坪201番1と221番の地権者との交渉ができたため、農振除外から手続きをし、転用許可申請までに至りましたが、当該2筆の転用申請を行うに当たり、県より3筆一帯の計画とすることとの指示がありました。については、既に許可を取得している栗坪220番2については、5条の計画変更の承認、また、所有権移転が完了されているため、併せて、4条許可を取得し、残り2筆について、5条許可を取得するものであります。農地区分は2種農地であり、計画の妥当性から許可相当と考えます。なお、3筆の合計が3,000㎡を超えるため、8月2日開催の常設審議会にかけるものです。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 17番</p>	<p>日程第4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第4議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請について、審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当、17番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は県道川越線にある高麗の郷の道反対に位置しています。現地は20cmくらいの雑草が生えていました。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、現在、整形外科の専門医として、さいたま市内の病院に勤務している者です。申請人は整形外科の少ない地域を選定し、自己の医療知識を活用した効果的な治療を地域の方々に提供し、特に高齢者に対する治療を行いたいという思いから整形外科診療所を独立開業するため、今回の計画をしたものです。申請地の農地区分は2種農地であり、計画性も妥当であると考えられることから許可相当と考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>

委員 議長	ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議事 事務局 議長 事務局	事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請人及び申請地の状況について説明をお願いします。 譲受人は、市内猿田に所在する土地販売から建築まで行っている不動産業者です。譲渡人は、現在、無職の方です。申請地は、かわせみ道路の聖天院より巾着田方面に進み、高岡浄水場入口手前を左折し、下って行ったところに位置しています。申請人の藤和ホームは、現在市内に3箇所の資材置場用地を借用しておりますが、借用の都合上で返却する土地もあることから、当該申請地に資材置場を集約するため、今回の計画をしたものです。申請地の農地区分は2種農地であり、計画性も妥当であると考えられることから許可相当と考えます。
議長 委員 議長	質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議事 事務局 議長 1番	事務局より3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当、1番、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 7月23日に現地確認を行いました。場所は総合公園の北側に位置します。現地は作物は特に栽培されていない様子でした。申請人は会社員であり、3人家族です。自宅の間口を広げたいとのことでした。
議長 委員 議長	質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議事 事務局 議長	事務局より4番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当、17番、申請地の状況について説明をお願いします。

17 番	<p>7月24日に現地確認を行いました。申請地は県道飯能寄居線の東側に位置します。現地はきれいに整地されている状況でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>譲受人は市内で不動産業を行う個人経営者です。譲渡人は建築業と無職です。申請地付近は、もともと市街化区域であったことから、上下水道が整備されている区域であります。この関係から近年では、近隣で開発による住宅建築が進んでいる状況であり、申請地においても農地の継続ではなく、近隣状況にあった土地活用を考え、今回の計画に至ったものであります。申請地の農地区分は、申請地に接続する北側道路に上水道と下水道が埋設されていること、500m区域内に教育施設と医療施設が存在することから第3種農地に区分されます。なお、申請人は平成25年に建売住宅4区画で農地転用の許可を取得しており、現段階で完了しておりませんが年明けに完了となる見込みであること、また、今回の計画内容についても、妥当であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長 委 員	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>ありません</p>
委 員	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。</p>
議 長 事 務 局 議 長 5 番	<p>事務局より5番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当、5番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>7月26日に現地確認を行いました。申請地は日高アリーナ前の都市計画道路を田波目方面に向かい、太平洋セメントのグラウンド手前を左折したところに位置します。現況は除草剤を散布している状況でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>譲受人は市内で主に旅客自動車運送業を営む会社です。譲渡人は農業者です。現在、会社敷地に隣接する場所に駐車場がありますが、所有する大型バス4台やその他営業車及び従業員の自動車を駐車するには、大変手狭な状況であります。今回、大型バスの通行や容易に出入り可能なことを考慮したうえ、所有する営業車両をまとめられる場所を探していたところ、当該土地所有者からの借用承諾を得られたことから計画をしたものです。農地区分は、市役所から500m以内に位置することから2種農地となります。土地の選定理由及び計画の妥当性から許可相当と考えます。</p>
議 長 委 員	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>ありません</p>
委 員	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
	<p>異議なし。</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議 委 員 長	6 番については、説明をしたとおりです。質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員 長	異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議 事 務 局 議 長 3 番	事務局より 7 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当、3 番、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は長男であり、現在、3 人家族でアパートに住んでいる状況です。周辺農地への影響はないと思います。排水はトレンチ方式で行うとのことでした。
議 委 員 長	質疑がありましたらお願いします。 ありません 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員 長	異議なし。 異議なしと認めます。よって、許可相当と決し県知事に送付します。
議 委 員 長	日程第 5 議案第 2 5 号農地法第 5 条の規定による計画変更申請について この件についても、先ほど説明したとおりでございます。質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本件は原案のとおり承認ということでよろしいですか。
委 員 長	異議なし。 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認と決しました。
事 務 局 議 長 委 員 長	日程第 6 別段の面積の設定について 〈事務局説明〉 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本件は原案のとおり承認ということでよろしいですか。
委 員 長	異議なし。 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認と決しました。

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第7 専決処分の報告について</p> <p>日程第7 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p> <p>以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
----------------------------	--

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印